



島根県報

令和2年3月6日(金)

号外第19号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告

示

島根県告示第132号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	松江島根線	松江市東本町三丁目15番1地先から同番2地先まで	前	A	メートル 29.10～ 40.20	メートル 27.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 街路工事 拡幅 ダブルウェイ
				B	29.10～ 40.20	27.00	
			後	A	33.20～ 45.70	27.00	
				B	33.20～ 45.70	27.00	
〃	布部安来線	安来市上吉田町字大谷1162番2地先から同町字切詰1150番1地先まで	前	A	3.10～ 13.30	265.70	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	7.30～ 27.30	254.10	
			後 B	7.30～ 16.70	254.10		
〃	〃	安来市上吉田町字切詰1147番7地先から同1134番4地先まで	前	A	2.00～ 11.30	187.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.20～ 86.40	198.90	
			後 B	8.20～ 86.40	198.90		

〃	〃	安来市上吉田町字五輪前1056番5地先から同町字清水1013番8地先まで	前	A	3.60～ 19.60	449.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	9.50～ 21.50	486.10	
			後	B	9.50～ 18.30	486.10	
〃	〃	安来市上吉田町字平畑990番地先から同町字六郎坂980番2地先まで	前	A	1.50～ 6.10	73.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	13.70～ 20.80	94.90	
			後	B	9.40～ 16.80	94.90	
〃	〃	安来市上吉田町字道下978番6地先から同町字落合820番12地先まで	前	A	8.20～ 21.00	407.60	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.20～ 38.30	434.90	
			後	B	8.20～ 18.80	434.90	
〃	〃	安来市上吉田町字田中726番1地先から同694番3地先まで	前	A	4.20～ 21.30	73.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.10～ 28.40	77.50	
			後	B	7.50～ 11.60	77.50	
〃	〃	安来市上吉田町字池田640番2地先から同町字山廻り286番1地先まで	前	A	4.00～ 7.50	320.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	4.00～ 7.50	320.00	
				B	12.00～ 26.50	310.00	

松江県土整備
事務所広瀬土
木事業所

〃	米子伯太線	安来市吉佐町字殿屋755番4地先から同番5地先まで	前	17.16～ 22.22	12.43		交通安全工事 拡幅及び減幅	
			後	13.74～ 18.41	12.43			
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見1851番地先から同216番地先まで	前	A	6.50～ 39.00	1,464.20	県央県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道撤去
				B	7.00～ 44.00	1,496.70		
			後	A	6.50～ 39.00	1,464.20		
				B	7.00～ 44.00	1,496.70		
〃	大田桜江線	大田市大代町新屋1677番4地先から同1733番1地先まで	前	A	4.80～ 13.00	272.00	県央県土整備 事務所大田事 業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
			後	A	4.80～ 13.00	272.00		
				B	9.56～ 51.70	205.20		